

写

平成26年10月9日

東京都議会議長 高島 なおき 殿

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都人事委員会委員長

関谷 保夫

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、  
一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙  
第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、人事制度等について別紙  
第3のとおり報告し、任期付採用制度について別紙第4のとおり  
意見を申し出ます。

# 目 次

別紙第 1	職員の給与に関する報告（意見）	
I	今回の勧告に当たっての基本的考え方	1
II	職員と民間従業員の給与比較	5
III	生計費・賃金雇用情勢・国家公務員の給与等	11
IV	給与改定等	13
V	勧告実施の要請	24
別紙第 2	職員の給与に関する勧告	25
別紙第 3	人事制度及び勤務環境等に関する報告（意見）	
I	新たな時代にふさわしい人事制度の構築	101
II	職員の勤務環境の整備	110
III	女性の活躍促進	112
IV	公務員倫理の徹底	113
V	結び	113
別紙第 4	任期付採用制度に関する意見	115
参考資料		117